



横手市

固定資産税

償却資産申告の手引き

申告期限

毎年1月31日

申告書提出先・問い合わせ先

財務部 税務課 資産税係

【横手市役所本庁舎 2階 税務課②番窓口】

〒013-8601 秋田県横手市中央町 8 番 2 号

電話 0182-32-2767

目次

I. 償却資産について	1
1. 償却資産とは	1
2. 資産の種類ごとの主な償却資産	2
3. 家屋と償却資産の区分表	3
4. テナント等が取り付けした付帯設備の取扱いについて	4
5. 国税の取り扱いとの主な違い	4
II. 償却資産の申告について	5
1. 申告していただく方	5
2. 提出書類	5
3. 電算処理により申告をされる場合	6
4. 業種別の主な償却資産	6
III. その他の事項	7
1. 評価額の算出方法	7
2. 税額の計算について	7
3. 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合	7
4. 過年度課税について	8
5. 調査協力をお願い	8
6. 減価率及び減価残存率表（抜粋）	8
7. 償却資産申告書の記入例	9
8. 償却資産種類別明細書の記入例	9

I. 償却資産について

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含まず。）をいいます。（地方税法第341条第4号〈固定資産税に関する用語の意義〉）

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

(1) 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在事業の用に供することができる資産のうち、次に該当するものです。

- ア 税務会計上、減価償却の対象となる有形固定資産（土地及び家屋以外）
- イ 建設仮勘定で経理されている資産
- ウ 決算期以降に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- エ 簿外資産（帳簿には記載されていないが、事業の用に供することができるもの）
- オ 償却済資産（減価償却が終了したが、除却していないもの）
- カ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にあるもの）
- キ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ク 借用資産（リース資産）で、契約の内容が所有権留保付割賦販売と同様である資産
- ケ 租税特別措置法の規定を適用し、損金算入又は特別償却（即時償却）をしている資産

(2) 申告の対象とならない資産

次の資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（小型特殊の農業用機械等）
- イ 無形固定資産（特許権、ソフトウェア等）
- ウ 繰延資産（創立費、開発費等）
- エ 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- オ 馬、牛、果樹その他の生物（ただし、観賞用・興行用の生物は申告対象です。）
- カ 美術品等（取得価額が1点100万円未満であるものを除く。）
- キ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - ・ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産のうち、税務会計上一時に損金算入又は必要経費としているもの（10万円未満の資産でも、個別に減価償却している資産は申告対象）
 - ・ 取得価額が20万円未満の資産のうち、税務会計上3年間で一括償却しているもの

(3) 償却方法による申告対象の判断と少額の減価償却資産の取り扱い

申告対象	申告対象外
------	-------

取得価格		償却方法	
30万円以上		個別減価償却	
少額の減価 償却資産	30万円未満	中小企業者等の少額特例（30万円未満）	
	20万円未満	※2	3年一括償却
	10万円未満	必要経費、損金算入	※1

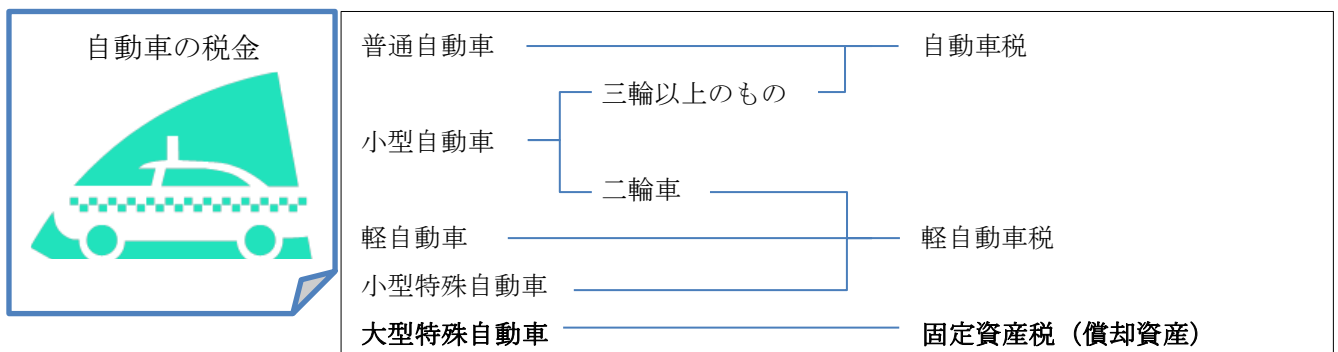
※1 個人事業主が、平成11年1月1日以後に取得した10万円未満の資産は、すべて必要経費になるため、申告対象外です。

※2 資産の取得価格が20万円未満であっても、中小企業者等の少額資産の損金算入の特例制度を適用した場合は、申告対象になります。

2. 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の例示
1	構 築 物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、広告塔、門、塀、緑化施設、自転車置場等 〈建物附属設備〉 受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等 (詳しくは3ページ【家屋と償却資産の区分表】参照)
2	機 械 及 び 装 置	各種製造設備等の機械及び装置、駐車場機械装置等 ブルドーザー等の建設機械に該当する大型特殊自動車
3	船	商船、作業船、漁船、ボート、ヨット等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
5	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト等の大型特殊自動車(※自動車税・軽自動車税の対象になる自動車等は除く)及び乗用型農耕作業用自動車で、 <u>最高速度が毎時35km以上</u> のもの
6	工 具 、 器 具 及 び 備 品	パソコン、ルームエアコン、自動販売機、医療機器、測定工具、陳列ケース、レジスター、コピー機、応接セット、遊戯機器、看板等



秋田 0
あ 1 2 - 3 4

標識の分類番号が以下のものが大型特殊になります。
「0」「00～09及び000～099」「9」「90～99及び900～999」
農耕作業用自動車は、最高速度35km/h以上が大型特殊自動車です。

3. 家屋と償却資産の区分表

主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備 照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○				◎
	LAN設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
	監視カメラ (ITV) 設備	受像機 (テレビ)、カメラ、録画装置等の機器			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
避雷設備	設備一式	○				◎	
火災報知設備	設備一式	○				◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備 (電気温水器・湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備 (ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等	○				◎
衛生設備	設備一式 (洗面器、大小便器等)	○				◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン (壁掛型)、特定の生産又は業務用設備			◎	◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機			◎	◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機 (ダムウェーター) 等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備 (飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切 (衝立)、機械式駐車設備 (ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式 (門・塀・緑化施設等)			◎	◎	

4. テナント等が取り付けた附帯設備の取扱いについて

貸ビル・貸店舗等を借り受けて事業を行われている方（テナントの方）が、自らの事業の用に供するために取り付けた内装、造作、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備等を「特定附帯設備」といい、償却資産として取り付けた方（テナントの方）の所有とみなします。

特定附帯設備については、テナントの方が償却資産として申告してください。

（地方税法第 343 条第 9 項、横手市市税賦課徴収条例第 54 条第 8 項）

5. 国税の取り扱いとの主な違い

固定資産税（償却資産）と国税（法人税・所得税）の主な取扱いは、次のとおりです。

項目	固定資産税 (償却資産)	国 税 (法人税・所得税)
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	法人：事業年度、個人：暦歴
減価償却の方法	旧定率法に依ずる原価率	旧定率法・旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却（2分の1）	月割償却
評価額の最低限度 (残存価格)	取得価額の100分の5	備忘価格（1円）
改良費 (資本的支出)	区分評価（改良を加えた資本本体と 区分して改良費を評価）	原則区分評価
増加償却	認められます ※1	認められます (法人税法・所得税法)
耐用年数の短縮	認められます ※1	認められます
圧縮記帳の制度	認められません ※2	認められます
特別償却・割増償却	認められません ※3	認められます (租税特別措置法)
中小企業者等の少額 資産の損金算入の特例	課税対象になります ※4	取得価額に相当する金額を損金 又は必要な経費に算入が可能

※1 耐用年数の短縮又は増加償却を適用した資産がある場合には、税務署長への届出書又は国税局長の承認を受けたことを証する書類の写しを償却資産申告書に添付して提出ください。

※2 圧縮記帳については固定資産税では認められておりません。
圧縮記帳を行った場合は、圧縮前の取得価格をご記入ください。

※3 特別償却及び割増償却については固定資産税では認められておりません。
租税特別措置法に規定する特別償却を適用して全額即時償却（帳簿価格 0 円）を行った場合においても、固定資産税ではなかったものとして、全額が償却資産の申告対象になります。

※4 中小企業者等の少額資産の損金算入の特例（取得価格 30 万円未満）を適用した資産については、固定資産税では償却資産の申告対象になります。

II. 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付けなど、事業を行っている法人・個人の方で償却資産をお持ちの場合は、毎年1月1日現在で所有する償却資産に関する所定の事項を申告していただくことになっています（※資産の増減の有無に関わらず）。（地方税法第383条）

2. 提出書類

(1) 必ず提出していただくもの

①償却資産申告書、②種類別明細書（増加・全資産用）、③種類別明細書（減少資産用）について、下表を参考に提出してください。

区分		提出書類	申告書	種類別明細書		記入上の留意事項
				増加・全資産用	減少資産用	
はじめ て申告 をされ る方	償却資産を 所有している方		○	○		全資産を記入してください。
	償却資産を 所有していない方		○			備考欄に「該当資産なし」と記入してください。
前年度 以前に 申告を されて いる方	ア 増加資産がある方		○	○		
	イ 減少資産がある方		○		○	減少資産の資産コードを記入してください。
	上記アとイがある方		○	○	○	減少資産は資産コードを記入してください。
	資産の増減がない方		○			備考欄に「増減なし」と記入してください。
	該当資産がない方		○			備考欄に「該当資産なし」と記入してください。
	廃業・解散・転出		○		○	備考欄に、日付とその事由を記入してください。
電算処理申告の方			○	○	○	6ページを参照ください。

(2) 該当する資産がある場合に提出していただくもの

必要書類とあわせて、申告書の備考欄及び種類別明細書の摘要欄等に該当する旨を記入してください。

資 産	必 要 書 類
課税標準の特例がある資産	事実を証明する書類
非課税資産	非課税適用申告書、事実を証明する書類
短縮耐用年数を適用している資産	国税局長の承認通知書（写）
増加償却を行っている資産	税務署長への届出書（写）

3. 電算処理により申告をされる場合

電算処理により申告される方は、増減のあった資産だけでなく、1月1日（賦課期日）現在横手市に所有しているすべての償却資産について申告してください。

償却資産申告書	<ul style="list-style-type: none"> ① 総務省令で定める第26号様式により、記載事項を記入してください。 ② 所有者コード、評価額（ホ）、決定価格（ヘ）、課税標準額（ト）欄について必ず記入してください。 ③ 所有者コード欄には、横手市から送付しました償却資産申告書記載の、所有者コード10桁を必ず転記してください。
種類別明細書	<ul style="list-style-type: none"> ① 1月1日現在所有する全資産について、該当する全項目を記入してください。（資産の種類ごとに区分して合計金額を記入してください。） ② 増加した資産、減少した資産についても、明細書を作成してください。 ③ 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記入してください。また、特例適用資産を複数所有する場合には、特例ごとの集計表を別途作成し、併せて提出してください。 ④ 耐用年数省令の改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、摘要欄に改正年、改正前の耐用年数を記入してください。

4. 業種別の主な償却資産

「業種」別の主な償却資産の例です。（ ）内は、財務省令の標準的な耐用年数です。

業 種	主な償却資産の内容
共 通	タイムレコーダー(5)、事務机(5)、事務椅子(5)、応接セット(5)、金庫(20)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、レジスター(5)、ルームエアコン(6)、パーソナルコンピュータ(4)、LAN配線(10)、看板(10)、受変電設備(15)、舗装路面(アスファルト10・コンクリート15)、その他
飲 食 業	厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、食卓(5)、椅子(5)、その他
理・美容業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、湯沸かし器(6)、サインポール(3)、その他
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、その他
小 売 業 食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、冷蔵ストッカー(4)、電子秤(5)、陳列ケース(6又は8)、自動販売機(5)、その他
不 動 産 賃 貸	緑化施設等の外構工事(20)、自転車置場(10)、基礎のない簡易物置(7又は10)、消火器(10)、駐車場用機械設備(10)、その他
農 業	ビニールハウス(8又は10)、乾燥機(7)、草刈機(7)、代掻きハロー(7)、大型特殊自動車のトラクター・コンバイン(7)、ドローン(10)、ラジコンヘリコプター(10)、その他

III. その他の事項

1. 評価額の算出方法

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告いただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得したもの

取得価額 × (1 - 減価率 ÷ 2) = 評価額

前年中よりも前に取得したもの

前年度の評価額 × (1 - 減価率) = 評価額

算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。
減価率はP8【減価率及び減価残存率表】をご参照ください。

【例】取得価格：200,000円、取得年月：令和4年5月、耐用年数4年のパソコンの場合

課税年度	評価額
令和5年度	$200,000 \times (1 - 0.438/2) = 156,200$
令和6年度	$156,200 \times (1 - 0.438) = 87,784$
令和7年度	$87,784 \times (1 - 0.438) = 49,334$
令和8年度	$315,193 \times (1 - 0.438) = 27,725$
令和9年度	$146,249 \times (1 - 0.438) = 15,581$
令和10年度 (残存価格5%)	$15,581 \times (1 - 0.438) = 8,756$ ($200,000 \times 5\% = 10,000$) 10,000

2. 税額の計算について

課税標準額に税率をかけて税額を計算します。下の算式により、税額を算出します。

課税標準額 (1,000円未満切捨)	×	税率【1.4%】 (1.4/100)	=	税額 (100円未満切捨 て)
-----------------------	---	-----------------------	---	-----------------------

【例】土地・家屋・償却資産の課税標準額の合計が11,223,334円の場合

$$11,223,000 \times 1.4\% = 157,122 \quad \text{税額 } 157,100 \text{円}$$

※課税標準額が150万円(免税点)未満の場合は課税されません。

なお、免税点の判定は、本市で計算した結果によりますので、償却資産の多少にかかわらず申告してください。

3. 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

- ① 正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び横手市市税賦課徴収条例第75条の規定により過料が科されることがあります。
なお、不申告の方には、所得税又は法人税に関する書類についての閲覧を行い償却資産の内容を把握させていただくことがあります。（地方税法第354条の2）
- ② 虚偽の申告をされた場合には、罰金を科されることがあります。（地方税法第385条）

4. 過年度課税について

申告すべきであった資産が判明した場合には、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分）遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合は、課税となった月の翌納期に1回での納付になりますのでご注意ください。

5. 調査協力をお願い

横手市では、皆様から頂いた償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、電話又は文書でのお問い合わせ、資料提供のご依頼、実地調査を行っておりますので、その際はご協力お願いします。

また調査等に伴い、償却資産申告内容の誤りや申告漏れが判明した場合は、修正申告をお願いすることがありますので、ご了承ください。

6. 減価率及び減価残存率表（抜粋）

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r			前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r			前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r
2年	0.684	0.658	0.316	11年	0.189	0.905	0.811	21年	0.104	0.948	0.896
3年	0.536	0.732	0.464	12年	0.175	0.912	0.825	22年	0.099	0.950	0.901
4年	0.438	0.781	0.562	13年	0.162	0.919	0.838	23年	0.095	0.952	0.905
5年	0.369	0.815	0.631	14年	0.152	0.924	0.848	24年	0.092	0.954	0.908
6年	0.319	0.840	0.681	15年	0.142	0.929	0.858	25年	0.088	0.956	0.912
7年	0.280	0.860	0.720	16年	0.134	0.933	0.866	30年	0.074	0.963	0.926
8年	0.250	0.875	0.750	17年	0.127	0.936	0.873	35年	0.064	0.968	0.936
9年	0.226	0.887	0.774	18年	0.120	0.940	0.880	40年	0.056	0.972	0.944
10年	0.206	0.897	0.794	19年	0.114	0.943	0.886	45年	0.050	0.975	0.950
				20年	0.109	0.945	0.891	50年	0.045	0.977	0.955

電子申告（eLTAX）について

横手市では、eLTAXを利用した固定資産税（償却資産）の電子申告を受け付けています。電子申告を行う場合は、お送りした償却資産申告書の所有者コードを、送信していただく申告データの所有者コード欄に入力をお願いします

eLTAXのサービス・利用方法の詳細はeLTAXホームページをご覧ください。

エルタックス

検索

住所、氏名は、昨年までの申告に基づいて印字しています。
 印字してある内容に変更等がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記入してください。

令和 6 年 1 月 10 日
 秋田県横手市長 様

令和 6 年度
 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

※所有者コード
 0017000000

所 有 者	1 住所 (又は納税通知書送付先)	秋田県横手市中央町○番△号 (電話 0182-○○-○○○○)	3 個人番号又は法人番号	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	8 短縮耐用年数の承認	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	2 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	横手 太郎 (屋号 横手不動産)	4 事業種目 (資本等の金額)	不動産賃貸、管理業 (百万円)	9 増加償却の届出	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
			5 事業開始年月	平成28年 10月	10 非課税該当資産	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
			6 この申告に回答する者の係及び氏名	経理担当 横手 雪子 (電話 0182-○○-□□□□)	11 課税標準の特例	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
			7 税理士等の氏名	横手かまくら税理士法人 (電話 0182-○○-△△△△)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
					13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
					14 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有・無

資産の種類	取得価額		償却額	
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	4,100,000			4,100,000
2 機械及び装置	500,000	500,000		
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	600,000		680,000	1,280,000
7 合計	5,200,000	500,000	680,000	5,380,000

該当する方を○で囲んでください。

15 市(区)町村内
 における事業所
 等資産の所在地
 ① 横手市中央町○-△
 ②
 ③ 有の場合は、貸主名称と借用資産を記入してください。

16 借用資産
 (有・無)
 秋田ファイナンスリース ファクシミリ1台
 コピー機 1台

17 事業所用家屋の所有区分
自己所有・借家

18 備考(添付書類等)
 前年度より増減 有・無
 [異動事項] 該当する項目を○で囲む。
 (異動日 年 月 日)
 1. 廃業 2. 送付先の変更
 3. 氏名・名称の変更 (名義変更除く)
 4. その他 ()

資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

電算処理による申告の場合を除き、記入の必要はありません。

前年前に取得したもの(イ)
 昨年までの申告に基づき
 取得価額を印字しています。

前年中に減少したもの(ロ)
 (イ)のうち、前年中に減少
 した資産の取得価額を記入。

前年中に取得したもの(ハ)
 今回新たに申告する資産の
 取得価額を記入。

前年中資産増減なし・該当資産なしの場合、
 無を○で囲んでご提出ください。

令和 6 年度

種類別明細書(増減資産・全資産用)

* 所有者コード *		所有者氏名		1枚のうち										
0017000000		横手 太郎		1枚目										
行 番 号	資産 の 種 類	資産コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月		(イ) 取得価額	耐用 年 数	減 価 残 存 率 (ロ)	価 額 (ハ)	課税標準 の特 例 率	課税標準額	異 動 事 由	摘 要
					年 号	年 月								
01	1	00000001	舗装工事 (コーポ中央町)	1	H	28 10	2,000,000	15	0.858				1・2 3・4	
02	1	00000002	外構工事 (コーポ中央町)	1	H	28 10	1,500,000	15	0.858				1・2 3・4	
03	1	00000003	自転車置場 (コーポ中央町)	1	H	28 10	600,000	15	0.858				1・2 3・4	
04	2	00000001	除雪機 (コーポ中央町)	1	H	28 10	500,000	10	0.794				1・2 3・4	R4 .3月 廃棄
05	6	00000001	エアコン (コーポ中央町)	6	H	28 10	600,000	6	0.681				1・2 3・4	
06	6		パソコン	1	H	31 01	280,000	4					① 2 3・4	即時償却
07	6		応接セット	1	R	4 09	400,000	8					① 2 3・4	
08													1・2 3・4	
09													1・2 3・4	
10													1・2 3・4	
17													1・2 3・4	
18													1・2 3・4	
				小 計	10		5,200,000							

資産が減少した場合、抹消線を
引き、摘要欄に除却年月日と理
由を記入してください。

該当する増加理由を○で囲ん
でください。
1 新品取得
2 中古品取得
3 移動による受け入れ
4 その他
※3 の場合、摘要欄に移動
前の所在地を記入してくだ
さい。
※4 の場合、摘要欄に理由
を記入してください。

摘要欄には、課税標準の特例が適用される資
産・短縮耐用年数を適用している資産等、その
他特記すべき事項を記入してください。

・取得価額には引取運賃、設置費用等
も含んだ金額を記載してください。
消費税については、税込経理方式を
選択されている場合は取得価額に含
めてください。
 ・圧縮記帳を行っている場合は、圧縮
前の取得価額を記入してください。

法人税及び所得税にお
ける法定耐用年数を記
入してください。

資産コードは記入不要です。

資産の種類を以下の数字で記入く
ださい。
1 構築物(建物附属設備含む)
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品

注意 「異動事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他 のいずれかに○を付けてください。